

お知らせ

医師・歯科医師・薬剤師の皆さまに届出のお願い

本年は、2年に1度の届出年です

日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方は、2年に1度12月31日現在における住所地、従業地、従事している業務の種別等、医師法、歯科医師法、薬剤師法で規定されている事項について、当該年の翌年1月15日までに厚生労働大臣に届け出ることが義務づけられています。

本年は、その届出年に当たりますので、所定の届出票に記入のうえ、原則として住所地の保健所まで提出をお願いします。複数の従事先がある場合は、1枚の届出票に主たる従事先および従たる従事先を記入します。また、12月31日現在就労していない場合であっても、届出票の提出漏れのないようにお願いします。

この届出により得られる行政記録情報を活用して公的統計である「医師・歯科医師・薬剤師統計」の集計・公表を行い、その集計結果は今後の厚生労働行政の大切な基礎資料となります。

また、2年ごとに届出を行わないと「医師等資格確認検索システム」および「薬剤師資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません(右記参照)。 厚生労働省

■届出があった方は、下の検索システムに掲載されます。

・医師等資格確認検索システム(医師・歯科医師)

https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/

・薬剤師資格確認検索システム

https://licenseif.mhlw.go.jp/search_iryaku/

■届出票の用紙につきましては最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。

■厚生労働省ホームページ

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療
>医療>医師・歯科医師・薬剤師の皆さまに届出のお願い

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/tp181016.html